

総務財政常任委員会報告書

令和2年12月10日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月22日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務財政常任委員会
委員長 池 田 誠 悦

記

【所管事務調査事項】

役場庁舎及び職員の職場内における新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年1月18日、2月5日、22日の3日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長、情報防災課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1 調査の目的

役場庁舎及び職員の職場内における新型コロナウイルス感染症対策の現状、今後の取組等を把握するため、調査を行った。

2 調査の方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場におけるマニュアル、在宅勤務の実施状況に関する資料等の提出を求めたほか、総務部長、総務財政課

長、情報防災課長への聴取を行った。

3 役場庁舎及び職員の職場内における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 職場内における対応及び業務継続計画について

町は、新型コロナウイルス感染症に対する職場における対応のマニュアルとして、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について」を令和2年4月16日に策定している。

このマニュアルにおいては、感染拡大防止等に向けた対策として、①職場内での感染防止行動の徹底、②通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底、③在宅勤務の活用を掲げている。また、風邪症状のある職員への対応としては、職員や家族に風邪症状がある場合は休暇を取得すること、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること、風邪の症状がある職員はかかりつけ医や身近な医療機関を積極的に受診相談することを明記している。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても迅速に対応し、町が必要な業務を維持できるようにするため、継続、縮小、休止・中断する業務の整理等、業務継続上の基本的事項を定めた「七飯町新型コロナウイルス対策業務継続計画」を令和2年5月に策定している。当該計画においては、町の業務区分を定めており、新たに発生する業務、継続業務、縮小業務、休止・中断業務の4つに分類している。町としては、今後、新型コロナウイルスワクチンの接種などの新たに生じる事務がある場合には、担当課とも協議して見直しをしていく考えであった。

委員からは、職員や来庁者に対しては感染防止対策のみではなく、予防対策も講じる考えについて質疑があった。町としては、職場内や来庁者への感染防止対策や予防対策は、十分ではない部分はあるかもしれないが、今後もできる限りの対応を講じてまいりたいとの回答であった。

(2) 来庁者に対する対応について

役場庁舎へ来庁する方への対応としては、現在、消毒用アルコールの設置、窓口カウンターへのアクリルパーテーションの設置、職員のマスク着用などが行われている。各種会議等においても、参加者への検温、座席の距離を離すこと、広い会議室での会議開催及び会議時間の短縮などを行っている。来庁者に対する感染予防対策の体制については、表1のとおりである。

【表 1】 来庁者に対する感染予防対策の体制について

1. 現在実施している事項	
	消毒用アルコールの設置
	窓口カウンターへの飛沫感染防止ビニール、アクリルパーテーションの設置
	除菌・ウイルス除去剤の設置
	トイレへのペーパーハンドタオルの設置
	待合席・ベンチの間引き
	感染予防注意喚起ポスターの掲示
	職員のマスク着用
	次亜塩素酸水による拭き掃除
	非接触型消毒器の設置
	職員席へのパーテーションの設置
2. 七飯町功労者表彰式で実施した事項	
	参加者への検温
	座席の距離を保つ
	時間短縮、簡略化（来賓祝辞なし）
3. 今後実施する事項	
	非接触型体温計の設置
4. その他の事項	
	広い会議室での会議開催及び会議時間の短縮
	札幌等感染拡大地域からの来町自粛要請
	札幌等感染拡大地域への不要不急な出張の取りやめ

また、令和 2 年第 5 回臨時会において可決した予算の執行状況としては、事務室へのアクリルパーテーション、自動手指消毒器などが既に設置されており、今後実施する事項としては、非接触型体温測定カメラの設置をする予定である。発注先には順次納品してもらうこととしており、既に役場庁舎正面玄関には設置されている。今後も納品され次第、各施設に設置される予定である。総務財政課、情報防災課が所管する令和 2 年第 5 回臨時会補正予算の進捗状況、備品の設置予定、購入量は、表 2 のとおりである。

【表 2】令和 2 年第 5 回臨時会補正予算の進捗状況、備品の設置予定、購入量
(令和 3 年 2 月 5 日現在)

名称 (説明)	設置日	設置場所	購入量
【消耗品】			
透明パーテーション	1 月 2 5 日	庁舎事務室等	3 8 0 枚
不織布マスク	納品待ち	役場保管	1 1 0 箱
消毒用アルコール 18L	1 月 2 5 日	庁舎内等	1 5 個
ペーパーハンドタオル	納品待ち	庁舎等トイレ	1 6 箱
非接触温度計	納品待ち	庁舎内等 (外勤時等含む)	2 8 個
【備品】			
自動手指消毒器	2 月 2 日	庁舎内他各施設	2 8 台
非接触型体温測定カメラ	納品待ち	庁舎内他各施設	3 4 台
次亜塩素酸超音波噴霧器	1 月 2 7 日	庁舎会議室	7 台
在宅勤務用パソコン購入費	(納品予定) 3 月 3 1 日	庁舎他	4 0 台

(3) 職員のテレワーク等の実施状況について

職員のテレワークについては、新型コロナウイルス感染症対策として、総務省が実証実験として実施しているもので、期間は令和 3 年度末までを予定している。令和 3 年 2 月 5 日時点においては、13 名の職員がテレワークを実施している。

委員からは、テレワークにおける課題や今後の対応、オンライン会議の実施状況について質疑があった。町としては、これまでにテレワークを利用した職員にアンケートを取っており、今後の課題としては、1 階の窓口のある部署での利用者がいないことから、窓口のある部署に対しても非常時を想定して、使用することを呼びかけていきたい。また、オンライン会議についても、他団体が主催する会議等であるが、用意した端末については、週の半分程度の日数が使用されているとの回答であった。

4 まとめ

職員に対する感染予防対策としては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場における対応について」、「七飯町新型コロナウイルス対策業務継続計画」を、それぞれ令和2年4月、5月に策定しており、それに基づく対応が行われている。

庁舎内における感染予防対策としては、パーテーションの設置、自動手指消毒器、非接触型体温測定カメラの設置など、来庁者に対する対策も講じられている。

しかし、国内でも変異株のウイルスが報告されるなど、新型コロナウイルス感染症に関しては、情勢が変化していることから、その時々状況に応じて、臨機応変にマニュアルや計画の見直しを行うとともに、各部局で連携して取り組んでいただきたい。また、密を避けるという観点からも、テレワークやオンライン会議の推進についても、引き続き調査研究を続けていただきたい。

現在、役場庁舎においては、各種備品を設置するなどの感染予防対策を講じているが、職員一人ひとりが三密を避けること、手洗いの徹底、マスクの着用、咳エチケットの徹底など、基本的な感染予防への意識を持ち続けることが最も重要なことである。役場庁舎から感染者が発生しないよう、職員に対しては、改めて一人ひとりができる対策を講じることを周知徹底していただくとともに、町民が安心して来庁することのできる体制を継続して取り組んでいただくことを望み、委員会報告とする。